

岩手県告示第 856 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、下閉伊郡山田町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨山田町長から届出があった。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 下閉伊郡山田町船越第 4 地割 83 の 1、85 の 2、90 に隣接する公有水面埋立地 5,560.37 平方メートル
- 2 下閉伊郡山田町船越第 4 地割 83 の 1 に隣接する公有水面埋立地 843.06 平方メートル
- 3 下閉伊郡山田町船越第 17 地割 1 の 3 の地先の公有水面埋立地 2,575.23 平方メートル
- 4 下閉伊郡山田町船越第 23 地割 279、280 に隣接する公有水面埋立地 835.67 平方メートル
- 5 下閉伊郡山田町織笠第 12 地割 92 及び 13 の 9 の地先の公有水面埋立地 1,208.13 平方メートル

備考 関係図面は、山田町役場に備えておいて縦覧に供する。